

# 神奈川県乗用 F C V 導入費補助金

## 補助事業実施の手引

(令和 8 年度版)

### <注意事項>

- 本補助事業は、補助事業（車両の導入）に着手する前に申請する必要があります。補助事業は、交付決定通知を受領した後に着手してください。
- 交付決定よりも前に補助事業に着手（※）した場合は、補助金交付の対象となりません。  
※次のうち、いずれか1つでも実施することをいいます。
  - 車両の初度登録
  - 全額の代金支払の完了
- 審査には1か月ほどかかることがあります。交付申請書は、補助事業の着手予定日の1か月以上前に提出してください。
- 補助事業は令和9年3月24日（水）までに完了し、完了日の翌日から起算して2か月以内又は令和9年3月24日（水）17時のいずれか早い期日までに実績報告書を提出してください。

— 目次 —

はじめに	3
令和7年度からの主な変更点	3
1 補助の概要	4
2 補助事業の実施の流れ	4
3 補助の内容	5
3-1 補助対象者	5
3-2 補助対象車両	5
3-3 補助対象経費	6
3-4 補助額	6
3-5 リース契約	6
4 交付申請	7
4-1 受付期間	7
4-2 補助事業の着手	8
4-3 申請方法	8
4-4 提出書類	9
4-5 申請に当たっての留意事項	11
5 交付・不交付の決定	11
6 補助事業の実施	11
6-1 実施状況の確認	12
6-2 事業計画の変更	12
6-3 事業計画の中止・廃止	12
6-4 補助事業の実施に当たっての留意事項	12
7 補助事業の完了	13

— 目次（続き） —

8	実績報告	13
8-1	実績報告書の提出期限	13
8-2	報告方法	13
8-3	提出書類	14
8-4	実績報告に当たっての留意事項	16
9	補助金の交付	17
9-1	補助対象車両の管理	17
9-2	補助対象車両の処分	18
9-3	補助対象車両の広報	18
10	問合せ先	18

## はじめに

この手引きで使用される用語の定義は次のとおりです。

用語	定義
燃料電池自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第2項の規定する自動車検査証記録事項の燃料の種類が圧縮水素である自動車（以下「FCV」という。）。
乗用FCV	FCVであって、車両総重量2.5トン以下の車両をいいます。
リース	契約の名称にかかわらず、乗用FCVの貸主が当該車両の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該車両を使用収益する権利を与え、借主は、当該車両の使用料を貸主に支払う契約であって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいいます。
転リース	リース事業者から当該車両のリースを受けた事業者（以下「転リース事業者」という。）が、リース事業者とのリースと概ね同一の条件で、さらに同一車両を第三者にリースする取引をいいます。
要綱	「神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱」のことをいいます。
要領	「神奈川県乗用FCV導入費補助金実施要領」のことをいいます。
手引	「神奈川県乗用FCV導入費補助金補助事業実施の手引」（この手引）のことをいいます。
補助事業	次のいずれかのことをいいます。 ア 県内に在住する個人、県内に事業所を有する個人事業者又は法人（公共法人を除く。）が、補助対象の乗用FCVを新たに導入する事業 イ リース事業者が、アに対してリースするために補助対象の乗用FCVを新たに導入する事業（車両を転リースする場合は、「リース事業者」を「リース事業者及び転リース事業者」に、「リース」を「転リース」にそれぞれ読み替えます。）
電子申請システム	e-kanagawa電子申請システムのことをいいます。

## 令和7年度からの主な変更点

- ・利益等の排除に関する取扱いについて整理しました。（6，10 ページ）
- ・リース契約に関する要件を追加しました。（6 ページ）

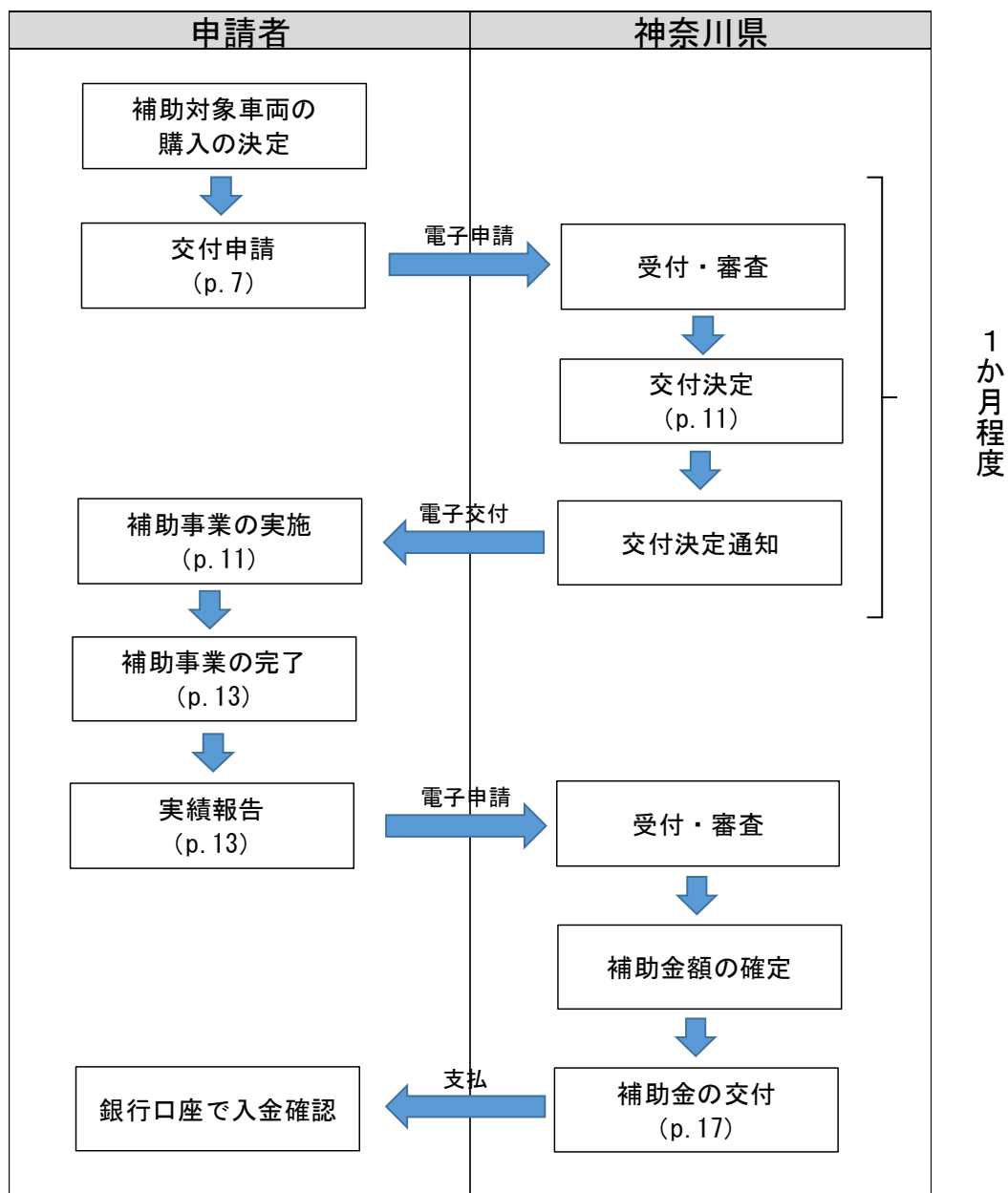
## 1 補助の概要

県内で新たに乗用F C Vを導入する場合に、経費の一部を補助します。

### 予算

3,000 万円の一部

## 2 補助事業の実施の流れ



### 3 補助の内容

#### 3-1 補助対象者

補助対象車両（次項を参照）の乗用F C Vの自動車検査証記録事項上の所有者となる方です。

ただし、割賦販売（所有権留保条項付売買契約）の場合は、補助対象車両の乗用F C Vの使用者となる方です。

- ・補助対象者の区分によって次の要件を満たす必要があります。

補助対象者の区分	要件
個人	県内に在住していること。
法人	・公共法人（※1）ではないこと。
リース事業者	・使用者（リース先）が個人又は法人の場合は、上記の条件を満たすこと。 ・乗用F C Vの使用者（リース先）の同意を得てリース事業者と使用者（リース先）が補助事業者になること。 ・リース事業者が補助金の申請及び報告（補助事業の変更及び中止・廃止の承認申請を含む。）を行い、補助金の交付を受けること。 ・補助金相当額が補助事業で導入する乗用F C Vの使用者（リース先）に還元されるようにすること。 ・リース契約期間が財産処分制限期間（4年）以上であること。

※1 国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人をいいます。

#### 3-2 補助対象車両

次の要件を全て満たす必要があります。

車両の要件
ア 交付決定後に初度登録される車両であること。
イ 自動車検査証記録事項における使用の本拠の位置が県内であること。
ウ 自動車販売業者が販売促進活動（展示・試乗等）に使用する車両でないこと。
エ 補助対象の乗用F C Vの製造者が自ら使用する車両でないこと。

- ・具体的な対象車両は、神奈川県乗用F C V導入費補助金のホームページ（※）

上でお知らせします。

※[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/fcv\\_r8.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/fcv_r8.html)

### 3-3 補助対象経費

乗用F C Vの車両本体の購入に係る経費です。

- ・メーカーオプション、ディーラーオプションの金額は含みません。
- ・値引きがある場合は、値引き後の金額です。
- ・消費税及び地方消費税は含みません。
- ・補助事業者（※1）と次のいずれかの関係にある会社から調達する場合（※2）は、利益等を除いた金額とします。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 補助事業者自身</li><li>(2) 100%同一の資本に属するグループ企業</li><li>(3) 補助事業者の関係会社（上記以外）</li></ul> |
|--|

※1 乗用F C Vをリースにより導入する場合において、リース事業者又は  
転リース事業者と上記のいずれかの関係にある会社から調達する場  
合は除きます。

※2 他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含みます。

### 3-4 補助額

1台当たりにつき次のうちいずれか低い額です（千円未満は切捨て）。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 100万円（補助上限額）</li><li>(2) 補助対象経費から国の補助金等の金額（※）を控除した額</li></ul> |
|---|

※名称のいかんを問わず補助金相当と認められるものをいいます。

### 3-5 リース契約

リース事業者は、使用者（リース先）の同意を得てリース事業者が補助金の申請及び実績報告をしてください。

- ・リース料の算定に当たり元本相当額から補助金相当額分を減額する等の方法に

より、補助金相当額が事業用等EVの使用者に還元されるようにする必要があります。

- ・リース契約期間は、車両の区分別の処分制限期間以上である必要があります。

車両の区分	処分制限期間
乗用FCV	4年

※なお、処分制限期間の起算は、リース契約の開始日ではなく補助事業の完了日となります。

- ・転リースの場合は、使用者（リース先）の同意を得てリース事業者と転リース事業者が共同で申請してください。

## 4 交付申請

### 4-1 受付期間

受付期間
令和8年4月30日（木）から令和8年12月28日（月）17時（必着）まで

- ・ 補助事業の着手の予定日の1か月以上前に申請書を提出してください（着手に当たる行為については「4-2 補助事業の着手」を確認してください。）。
- ・ 審査に1か月以上かかることがあります。書類に不備等がある場合はさらに時間がかかります。余裕をもって交付申請してください。
- ・ 国の補助金等を受ける場合でも、国の交付決定の前に県へ交付申請することができます。国の補助金等の交付決定通知書の写しを実績報告時に提出してください。
- ・ 受付期間中であっても、予算額を超える申請があった場合は、受付を締め切るがあります。
- ・ 予算額の終了時点で複数の交付申請があったときは、抽選（くじ引き方式）で交付対象とする申請を選定する場合があります（審査は別途行います）。
- ・ 受付状況及び抽選の詳細は、神奈川県乗用FCV導入費補助金のホームページ（※）上でお知らせします。

※ [https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/fcv\\_r8.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/fcv_r8.html)

#### 4-2 補助事業の着手

次の2つのうち、いずれか1つでも実施することをいいます。

- |                           |
|---------------------------|
| ア 車両の初度登録<br>イ 全額の代金支払の完了 |
|---------------------------|

- ・初度登録とは、運輸支局に初めて自動車の登録申請をし、その登録が受理されることを指します。
- ・県が交付決定（「5 交付・不交付の決定」を参照）をする前に、いずれか1つでも補助事業に着手した場合、補助金の交付を受けられません。
- ・割賦契約を行う場合は、割賦契約日又はその契約額を除く全額の代金支払いが完了した日を代金支払の完了日とみなす（※）ため、契約日にご注意ください。

（※）代金の一部の支払いについて割賦契約を行う場合は、その割賦契約日と、総残額に係る領収日のいずれか遅い方を代金支払いの完了日とみなします。

- ・下取車を有償で譲渡する場合は、その入庫のあった日を代金支払日の一部とみなします。

#### 4-3 申請方法

電子申請システムにより提出してください。

（持込みでの提出は受け付けません。）

##### ■提出先（電子申請システム）

<https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/userLoginDispNon?tempSeq=120775&accessFrom=offerList>

#### 4-4 提出書類

提出する書類は次のとおりです。次表で提出が必要な書類を確認してください。

No	提出書類	申請者			
		個人	個人事業者	法人	リース事業者
1	神奈川県乗用F C V導入費補助金交付申請書 (別表4第1号様式)	○	○	○	○
2	神奈川県乗用F C V導入費補助金事業計画書 (別表4第1号様式別紙1)	○	○	○	○
3	注文書、売買契約書の写し等	○	○	○	○
4	乗用F C Vの車両本体の購入に係る経費の額を証する書類	△	△	△	△
5	申請者等の本人確認書類	○	○	○	○
6	役員等氏名一覧表(別表4第1号様式別紙2)			○	○
7	共同申請同意書(別表4第1号様式別紙3)				○
8	利益等の排除に関する書類	△	△	△	△
9	その他知事が必要と認める書類	△	△	△	△

○：提出が必要なもの、△：必要に応じて提出するもの

- ・様式は、神奈川県乗用F C V導入費補助金のホームページ(※)からダウンロードしてください。

※ [https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/fcv\\_r8.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/fcv_r8.html)

##### (1) 神奈川県乗用F C V導入費補助金交付申請書(別表4第1号様式)

記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。

- ・リースの場合は、リース事業者が申請してください。
- ・転リースの場合は、リース事業者と転リース事業者が連名で申請してください。

##### (2) 神奈川県乗用F C V導入費補助金事業計画書(別表4第1号様式別紙1)

記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。

- ・利益等排除の対象となる調達がある場合は、見積書に記載の金額から利益等相当額を除いた金額を、補助対象経費として記載してください。

※ 使用の本拠の位置が、(5)申請者等の本人確認書類に記載の住所(法人の場合は本社又は事業所)と同一でない場合、その位置と申請者の関連が分かるパンフレットやホームページ等の写しを添付してください。

##### (3) 注文書、売買契約書の写し等

注文書等から車両本体の購入に係る経費の額が確認できない場合は(4)も提出してください。

- ・見積書の写しでも可とします。ただしその場合、実績報告（「8 実績報告」を参照）の際に、注文書等を提出してください。

(4) 乗用F C Vの車両本体の購入に係る経費の額を証する書類

見積書等、乗用F C Vの車両本体の購入に係る経費が確認できる書類を提出してください。

- ・(3)の書類から車両本体の購入に係る経費が確認できる場合は提出不要です。
- ・適当な書類がない場合は、任意の様式に必要事項を記載してください。

(5) 申請者等の本人確認書類

申請者の区分によって次の書類を提出してください。(※)

申請者の区分	提出書類
個人	住民票の写し、運転免許証（表面、裏面）の写し、マイナンバーカード（表面のみ）の写しのいずれか一つ
個人事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の写し、運転免許証（表面、裏面）の写し、マイナンバーカード（表面のみ）の写しのいずれか一つ</li> <li>・事業所の所在地を証する書類</li> </ul>
法人	現在事項又は履歴事項証明書
リース事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リース事業者に関する上記の書類</li> <li>・使用者（リース先）に関する上記の書類</li> </ul>

※住民票の写しは個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出してください。複写したものも可とします。

※住民票の写し、現在事項又は履歴事項証明書は発行日から3か月以内のものを提出してください（登記情報提供サービスから出力したものは不可）。

(6) 役員等氏名一覧表（別表4第1号様式別紙2）

申請者が法人の場合、又は申請者がリース事業者で使用者（リース先）が法人の場合は、記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。

(7) 共同申請同意書（別表4第1号様式別紙3）

申請者がリース事業者の場合は、記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。

#### (8) 利益等の排除に関する書類

補助事業者（※）と次のいずれかの関係にある会社から車両を調達する場合は、補助対象経費（「3-3 補助対象経費」を参照）が利益等を排除した金額であると分かる書類を提出してください。

- 補助事業者自身
- 100パーセント同一の資本に属するグループ企業
- 補助事業者の関係会社（上記以外）

※他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含みます。

※乗用F C Vをリースにより導入する場合において、リース事業者又は転リース事業者と上記のいずれかの関係にある会社から調達する場合は除きます。

#### (9) その他知事が必要と認める書類

必要な場合は追加の書類提出を求めることがあります。

- ・ 車両の使用の本拠の位置が、住民票や登記事項証明書から確認できない場合は、その位置と申請者との関連が分かるパンフレットやホームページ等の写しを添付してください。

#### 4-5 申請に当たっての留意事項

- ・ 交付申請書類一式を控えとして保管してください。
- ・ 提出された申請書の記載内容に軽微な誤りがあった場合には、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲で訂正する場合があります。

#### 5 交付・不交付の決定

提出のあった交付申請書類を審査し、補助金の交付の可否について決定の上、申請者に電子申請システムで通知します。

- ・ 交付決定通知は事業終了後も必要となりますので大切に保管してください。

#### 6 補助事業の実施

補助事業は、交付決定通知を受領（電子申請システムからダウンロード）した後に、通知に記載された内容に従って実施してください。

### 注意事項

交付決定通知の受領前に補助事業の着手に当たる行為（詳しくは「4-2 補助事業の着手」を確認してください）を行った場合は、補助金を交付できません。

・次の場合には、速やかに県に報告し、その指示を受けてください。

- ア 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合
- イ 補助事業が事業完了予定日までに完了しない場合
- ウ 補助事業の遂行が困難となった場合

#### 6-1 実施状況の確認

県が補助金の交付決定をした後に、状況確認をするため、現地調査等を行う場合があります。

#### 6-2 事業計画の変更

県が補助金の交付決定をした後に、補助事業の内容を変更しようとする場合で、交付決定額（交付決定通知に記載された補助金額）にその20%を超える影響を及ぼす（減額となる）ときは、速やかに次の書類を提出してください。

計画の変更時に提出が必要な書類
神奈川県乗用FCV導入費補助金変更承認申請書（別表4第4号様式）
変更承認共同申請同意書（別表4第4号様式別紙）※リースの場合
変更内容が確認できる書類

・交付決定額の20%を超える減額が生じない場合は、提出不要です。

#### 6-3 事業計画の中止・廃止

県が補助金の交付決定をした後に、補助事業を中止・廃止しようとする場合は、速やかに次の書類を提出してください。

計画の中止・廃止時に提出が必要な書類
神奈川県乗用FCV導入費補助金中止・廃止承認申請書（別表4第7号様式）
中止・廃止承認共同申請同意書（別表4第7号様式別紙）※リースの場合

#### 6-4 補助事業の実施に当たっての留意事項

次に該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- イ 補助金を他の用途に使用したとき。
- ウ 補助事業の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示、若しくは命令に違反したとき。
- エ 補助事業の実施に関して、不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき。

## 7 補助事業の完了

次の3つが全て完了することをいいます。

- ア 車両の初度登録
- イ 全額の代金支払の完了又は支払った額を除いた残りの全額の支払が担保された契約手続の完了
- ウ 下取車がある場合は、下取車の入庫

- ・補助事業は令和9年3月24日（水）までに完了しなければなりません。

## 8 実績報告

### 8-1 実績報告書の提出期限

次のいずれか早い日までです。

- ア 補助事業が完了した日の翌日から起算して2か月以内
- イ 令和9年3月24日（水）17時（補助事業完了の期限と同日です。御注意ください。）

- ・実績報告書類は提出期限までに不備のない状態で提出してください。
- ・提出期限が、県の休日に当たる場合は、その休日の前日までに提出してください。

### 8-2 報告方法

電子申請システムにより提出してください。

（持込みでの提出は受け付けません。）

#### ■提出先（電子申請システム）

<https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/userLoginDispNon?tempSeq=121680&accessFrom=offerList>

### 8-3 提出書類

提出する書類は次のとおりです。次表で提出が必要な書類を確認してください。

No	提出書類	申請者			
		個人	個人事業者	法人	リース事業者
1	神奈川県乗用F C V導入費補助金実績報告書 (別表4第10号様式)	○	○	○	○
2	神奈川県乗用F C V導入費補助金事業結果報告書 (別表4第10号様式別紙1)	○	○	○	○
3	振込先口座情報の確認書類	○	○	○	○
4	自動車検査証記録事項の写し	○	○	○	○
5	乗用F C Vの車両本体の購入に係る経費の額を証する書類	○	○	○	○
6	全額の支払を証する書類の写し	○	○	○	○
7	下取車に関する確認事項(別表4第10号様式別紙2)	△	△	△	△
8	自動車賃貸借契約書の写し	△	△	△	○
9	国の補助金等の交付決定通知書の写し	△	△	△	△
10	その他知事が必要と認める書類	△	△	△	△

○：提出が必要なもの、△：必要に応じて提出するもの

- ・報告書の様式は、神奈川県乗用F C V導入費補助金のホームページ(※)からダウンロードしてください。

※ [https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/fcv\\_r8.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/fcv_r8.html)

(1) 神奈川県乗用F C V導入費補助金実績報告書(別表4第10号様式)

記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。

(2) 神奈川県乗用F C V導入費補助金事業結果報告書(別表4第10号様式別紙1)

記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。

(3) 振込先口座情報の確認書類

次の事項を確認できる通帳等の写しを提出してください。

- |   |
|---|
| <p>ア 補助金振込先の口座名義人(フリガナ)</p> <p>イ 金融機関名及び店名</p> <p>ウ 預金の種類</p> <p>エ 口座番号</p> |
|---|

- ・申請者名義の口座に限ります。
- ・ネットバンク等で通帳がない場合は、上記の事項を確認できる画面、キャッシュカード等の写しも可とします。

(4) 自動車検査証記録事項の写し

申請者と所有者（割賦販売による導入の場合には使用者）が同一であるものを提出してください。

(5) 乗用FCVの車両本体の購入に係る経費の額を証する書類

納品書や納品請求書等、車両本体の購入に係る経費の額が確認できるものを提出してください。

(6) 全額の支払を証する書類の写し

補助事業に係る全額の支払を証する次の書類の写しを提出してください。

- |   |
|---|
| ア 領収書、支払確認書類など  |
| イ 割賦販売等の場合、アに加えて支払確認書類及び支払った額を除いた残りの全額の経費の支払が担保された契約の締結を証する書類 |

- ・車両代金の全額分に相当する領収証が複数枚に分かれる場合は、複数枚の領収証の写しを提出してください。
- ・印紙税法（昭和42年法律第23号）の適用を受ける領収書は印紙が貼られているものの写しに限ります。
- ・支払確認書類は、次を参考にしてください。

支払確認書類の例
ア 銀行振込み等で領収書がない場合 銀行発行の振込み証明書（振込金受取書等）
イ 割賦販売（所有権留保条項付売買契約）の場合 車両販売会社からクレジット会社宛での領収証

- ・領収書の宛名と申請者は、同一である必要があります（割賦販売の場合を除く）。
- ・割賦販売の契約書の名義と申請者は同一である必要があります。

(7) 下取車に関する確認事項（別表4第10号様式別紙2）

下取車がある場合は、記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。

(8) 自動車賃貸借契約書の写し

申請者がリース事業者の場合は、提出してください。

- ・ 契約期間は、財産処分制限期間（４年）以上である必要があります。
  - ・ 契約額、各月のリース料、車両番号、契約期間等の記載が必要です。記載がない場合は、内容の分かる車両受領書や納品書等を提出してください。
- ※補助金相当額を使用者に還元していることが確認できるものを提出してください。

#### (9) 国の補助金等の交付決定通知書の写し

国の補助金等の交付を受ける場合は、申請中の全ての補助金の交付決定通知書を提出してください。

##### ※国の補助金等の交付を受ける場合

- ・ 名称のいかんを問わず補助金相当と認められるものをいいます。
- ・ 国の交付決定を受ける前に県へ実績報告する場合は、国の補助金等の交付申請書を提出してください。

#### (10) その他知事が必要と認める書類

必要な場合は追加の書類提出を求めることがあります。

- ・ 申請時に、注文書や売買契約書の写しを提出していない場合は、提出してください。

その際、注文書等から車両本体の購入に係る経費の額が確認できない場合は、車両本体の購入に係る経費が確認できる書類（見積書等）も提出してください。

#### 8－4 実績報告に当たっての留意事項

- ・ 実績報告書類一式を控えとして保管してください。
- ・ 提出された実績報告書の記載内容に軽微な誤りがあった場合には、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲で訂正することがあります。

## 9 補助金の交付

実績報告書の内容を審査し、補助金の額を確定した後、指定の口座に補助金を振り込みます。

- ・ 交付決定時と金額が異なる場合は、その旨の通知をします。
- ・ 交付決定時から金額に変更がない場合は、通知はしません。指定の銀行口座で入金を確認してください。

### 9-1 補助対象車両の管理

補助金の交付を受けた方は、次の点に留意してください。

ア 補助事業により導入した車両については、次の期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供し、取り壊し、又は廃棄（以下「処分」という。）する場合には、知事の承認が必要になります。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

財産の種類	期間
乗用 F C V	4 年

イ 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日に属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければなりません。また、保存期間が満了しない間に法人を解散させる場合には、その権利義務を継承する者（権利義務を継承する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。

ウ 次の場合、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければなりません。

- ・ 個人又は個人事業者にあつては、住所又は氏名を変更したとき。
- ・ 法人にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。

## 9-2 補助対象車両の処分

財産処分制限期間内（4年）に車両を処分する場合は、必ず事前に次の書類を提出してください。

財産処分制限期間内に車両を処分する場合に提出が必要な書類
神奈川県乗用F C V導入費補助金財産処分承認申請書（別表4第12号様式）

※ 知事の承認を得たうえで処分した場合であっても、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ぜられることがあります。

※ 県外に転出する場合も財産処分に該当することがあります。

## 9-3 補助対象車両の広報

補助事業により導入した乗用F C Vについて、プレスリリース等により対外的に発信する場合は、神奈川県の補助を受けている旨を示してください。

《例》

- ・この車両は、令和8年度神奈川県乗用F C V導入費補助金の補助を受けて導入しました。

## 10 問合せ先

神奈川県脱炭素戦略本部室補助金審査事務局

乗用F C V導入費補助金担当

電話 050-1784-5835

受付時間 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く。）

8：45～17：00（12：00～13：00は除く。）

※ 神奈川県がヒューマンアカデミー株式会社に審査事務等の一部を委託しています。